

令和6年度愛知県障害者虐待防止・権利擁護研修 <対象: 全職員>

講義・演習

「手引きで確認～
あなたの支援は大丈夫？」

2024.12. 4 (水) 14:40～15:40

2025. 1.16 (水) 14:40～15:40

社会福祉法人 成春館 鎌田博幸

1. 「虐待か？虐待でないか？」を訊く前に…

① 「虐待か？虐待でないか？」を判断するのは誰か？

○「虐待か？虐待でないか？」を判断するのは、「行政(市町村)」

○誰かに判断をゆだねるのではなく、自分たちで「虐待の芽」に気づく

② 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を読んで、虐待の具体例を確認しておく (P8~10)

○「障害者虐待の防止と対応の手引き」を読んで、虐待の具体例を把握する

○虐待の具体例は、常に職員間で共有しておく

③ 「虐待の芽」=「ちょっと気になる対応」を検証する

○日頃行っている支援の中で「ちょっと気になる対応」を話し合う機会を持つ

○「ちょっと気になる対応」=「虐待の芽」を摘むためのチェックリスト作成

2. 「手引き」で学ぶ

「手引き」P5～10で、障害者虐待と虐待例を学ぶ

1 「障害者虐待」の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことです。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。(第2条第7項)

- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 :障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置 :障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待:障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

例えば、

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、
第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交等罪
(令和5年7月改正)
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、
第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、
第252 横領罪

等に該当する場合があります。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。虐待行為の具体的な例を(表-1)に挙げます。

(表-1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

区分	
身体的虐待	<p>① 暴力的行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。・ぶつかって転ばせる。・刃物や器物で外傷を与える。・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none">・車いすやベッドなどに縛り付ける・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

(演習)① 身体拘束かもしれない内容についての確認

- 自施設・事業所の「身体拘束かもしれない内容」の記入と共有
個人ワーク 3分 → グループで共有 5分

性的虐待	<p>○あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する。 ・本人の前でおいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・おいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はおいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・更衣やトイレ等の場面のをのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言ひ脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

【具体的な例】

- ・無視する。
 - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ等を無視する。
 - ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
- など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

	<p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
<p>放棄・放置</p>	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

(演習)② 心理的虐待かもしれない内容についての確認

- 自施設・事業所の「心理的虐待かもしれない内容」の記入と共有
個人ワーク 3分 → グループで共有 5分

	<p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>○ 本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

「ちょっと気になる対応」(虐待の芽)を考える



虐待防止の近道は「虐待の芽」を摘むこと!

『どこまでなら虐待にならないか?』

『ちょっと気になる対応だけど、
まあいいか!』



この「意識」を改める

⇒ そのためには、支援者が「この対応は大丈夫?」という意識を持ち、
自分や他職員の「ちょっと気になる対応」に気づき、指摘すること

「ちょっと気になる対応(虐待の芽)」は
「無意識の思い込み」から発生しているかもしれない ①

- ・障害福祉の支援現場では、「障害があるからこれくらいいいのではないかと、無意識に思い込んで行う言動が、人権を侵害している場合がある
- ・「無意識の思い込み」が「虐待の芽」につながっている可能性がある

- ① 公用車で利用者さんと自分だけの時、自分のスマホを操作する
← 利用者さんと一緒の時、自分のスマホをさわってもいいと思ってしまう
- ② 利用者さんと接するとき、必要以上に身体を触る
← 知的障害者だから、子供扱いしてもいいと思ってしまう
- ③ 他の利用者さんがいる前で、利用者さんを注意する
← 利用者さんをみんなの前で、すぐに注意していいと思ってしまう
- ④ 利用者さんのいる所で、他職員とそこにいない職員の噂や悪口を言う
← 他職員の悪口をいっても、利用者さんは気にしないと思ってしまう

「ちょっと気になる対応(虐待の芽)」は
「無意識の思い込み」から発生しているかもしれない ②

- ・グループホームの支援現場では、「これくらいの対応は大丈夫ではないか」と、無意識に思い込んで行う言動が、人権を侵害している場合がある
- ・「無意識の思い込み」が「虐待の芽」につながっている可能性がある

- ① 食材を買いに行った時、食費を借りて自分の買い物をしてしまう
← 自分の手持ちのお金がなく、食費を借りて買い物をしてしまう
- ② 晩御飯をなかなか食べてくれない時、強い口調で叱ってしまう
← 「ご飯食べないなら、片付けますよ」と言ってしまう
- ③ 食堂で他の人を待たずに早く食べる方へ、個人の考えで対応してしまう
← 早く食べないように熱々にしたご飯を出して待たせようとしてしまう
- ④ なかなか寝ない方に対して、思わず個人の考えで対応してしまう
← 「寝ないなら電気消しますよ」と言って、居室の電気を消してしまう

「ちょっと気になる対応(虐待の芽)」は 「自分が利用者さんだったらどう思うか？」

- ・ドアが開けっぱなしのトイレ
- ・車いすを押すときの声かけなし
- ・業務中の職員の会話
- ・年齢にふさわしくない接し方
- ・訴えに対して故意に無視
- ・利用者の言動をからかう
- ・指示・命令口調で話す
- ・家族の意向を優先
- ・部屋に勝手に入る
- ・腕を無理やりつかむ
- ・不安になるような言葉を掛ける
- ・常に忙しいと言う
- ・熱いコーヒーを差し出す
- ・背中を押して早く進めようとする
- ・個人より集団生活を優先する
- ・本人の意思を無視して勝手に決めてしまう
- ・自分で食べられるのに全介助で食事
- ・本人ができることまで介助
- ・他者から見える位置で衣類の着脱を介助
- ・スキンシップとして不必要に利用者に触る
- ・靴の左右反対を放置
- ・手首をつかみ引率する
- ・ヨレヨレの服で外出させる
- ・靴下の左右の模様が違う
- ・居室、廊下、トイレ等の汚れに無関心
- ・職員間の狎れ合い(礼を欠く言動)
- ・服の見えるところに名前が書いてある
- ・障害特性を理解しないまま支援する
- ・職員研修が行われていない
- ・記録がきちんと書かれていない

(演習)③ 不適切な対応かもしれない内容についての確認

- 自施設・事業所の「不適切な対応かもしれない内容」の記入と共有
個人ワーク 3分 → グループで共有 5分